

第2章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことに鑑み、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的・計画的な推進

引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）、平成23年（第4次）と策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきた。

平成23年3月に策定した第4次環境基本計画では、「県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり」を基本理念として掲げ、「人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県」及び「持続的発展が可能な岐阜県」の2つを基本目標とし、平成27年度までの5年間を対象に、「自然共生社会ぎふづくり」「快適生活環境ぎふづくり」「低炭素社会ぎふづくり」「循環型社会ぎふづくり」「環境にやさしいぎふの人づくり」の5つの基本施策について、取り組んできた。

この間、全国的に短時間の強雨や土砂災害の頻度が増加するなど、自然環境の悪化や地球温暖化の影響と考えられる自然災害への懸念が高まるとともに東日本大震災を契機とするエネルギー需給問題など、新たな課題も生じている。

また、本県においては、国勢調査によると平成12年をピークに人口の減少傾向が続いており、人口減少社会における持続可能な社会のあり方を示す必要がある。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、新たな環境基本計画（第5次）を策定した。

2 環境基本計画（第5次）の概要

(1) 基本理念

新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり

本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいく必要がある。

そのため、県民、事業者、各種団体、市町村や県などあらゆる団体が主体となり行動することが求められている。

(2) 基本目標

基本理念を踏まえて、本計画では次の2つの基本目標を定める。

基本目標Ⅰ 環境に配慮する持続可能な仕組みを創る

地球温暖化やごみ問題などの諸課題に対応した社会を創り、それを発展していく。

基本目標Ⅱ 豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる

暮らしと環境との関わりについて、理解と認識の浸透を図りながら、新たな世代へ引き継ぐ担い手を育てる。

(3) 基本方針

本県では、平成26年1月に、「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を定め、「清流の国ぎふ」づくりを進めていくにあたって、清流がもたらす様々な恵みを知り・学び（知）、その恵みに感謝しつつも、現状に甘んじることなく、清流の恵みを生かして、新たな創造と発信に努め（創）、それを次世代に守り伝えていく（伝）、という、3つの基本理念をまとめた。

本計画においても、「知・創・伝」に基づく5つの基本方針に沿った取組みを推進する。

【知】基本方針 1 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

- (1) 環境に配慮した自主的行動の促進
- (2) 環境社会を担う人材の育成
- (3) 活動主体の連携と協働の推進

【創】基本方針 2 地球温暖化を防止する

- (1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進
- (2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進
- (3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用
- (4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

【創】基本方針 3 資源が循環される社会を築く

- (1) 廃棄物の発生抑制
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 再資源化の促進

【伝】基本方針 4 ふるさとの自然を守り共生する

- (1) 豊かな自然環境の保全
- (2) 野生鳥獣被害への総合的な対策
- (3) 自然とのふれあいと活用

【伝】基本方針 5 安全で健やかな生活環境で暮らす

- (1) 良好な生活環境の保全
- (2) 自然災害に強い県土の整備
- (3) 美しい景観の保全と創出

表 1-2-1 環境基本計画（第 5 次）の役割

- ① 「岐阜県長期構想」に示されている「清流の国ぎふ」づくりの具体化を図る計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画
- ② 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第 8 条に規定する岐阜県の行動計画を包含する計画

策 定：平成28年 3 月

計画期間：平成28年度から令和 2 年度まで（5 年間）

策定根拠：岐阜県環境基本条例第10条

3 環境基本計画（第5次）の進捗状況

表 1-2-2 環境基本計画の進捗状況

	項 目	担 当 課	平成30年度末 (実績値)	令和2年度末 (目標値)
1	小学校における副読本の活用率	環 境 企 画 課	85.4%	100%
2	環境教育への参加 ・環境学習出前講座参加者数 ・生物多様性に関する講習等参加者数(累計) ・木育教室・緑と水の子ども会議参加者数 ・田んぼの学校活動事業実施校数(累計)	環 境 企 画 課 環 境 企 画 課 恵みの森づくり推進課 農 村 振 興 課	9,693人 1,370人 6,938人 212校	7,500人 3,000人 6,600人 180校
3	上下流交流ツアー実施回数(累計)	環 境 企 画 課	132回	156回
4	環境教育指導研修の参加教員数(累計)	教 育 研 修 課	7,268人	6,600人
5	温室効果ガスの排出量	環 境 管 理 課	1,843.1万t (H28年度速報値)	1,835.9万t
6	ぎふエコ宣言参加者数(累計)	環 境 管 理 課	211,650人	270,000人
7	県民1人当たりの年間電力消費量	環 境 管 理 課	2,552kWh (H28年度速報値)	2,240kWh
8	間伐実施面積(累計)	森 林 整 備 課	103,344ha	139,815ha
9	省エネルギー診断受診企業数(累計)	新産業・エネルギー振興課	453件	436件
10	E・V・PHVの導入台数	新産業・エネルギー振興課	5,717台(H29年度末)	54,500台
11	再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギーの創出量(大規模水力発電除く) ・農業用水を活用した小水力発電の導入(累計) ・間伐材等未利用木材の燃料利用量(県内)	新産業・エネルギー振興課 農地整備課 県産材流通課	11.5PJ(H28年度末) 12箇所 102千t	11.9PJ 19箇所 98千t
12	県民1人1日当たりのごみ排出量	廃棄物対策課	892g(H29年度)	866g
13	3県1市グリーン購入キャンペーン参加店舗数(岐阜県分)	廃棄物対策課	772店舗	894店舗
14	リサイクル認定製品の数	廃棄物対策課	175製品	200製品
15	一般廃棄物関係(し尿を除く) ・排出量 ・再生利用量	廃棄物対策課	654千t(H29年度) 122千t(H29年度)	662千t(R3年度末) 172千t(R3年度末)
16	産業廃棄物関係(農業系を除く) ・発生量(排出量) ・資源化量	廃棄物対策課	3,934千t(H26年度) 2,014千t(H26年度)	3,900千t(R3年度末) 1,833千t(R3年度末)
17	新規林業就業者数(累計)	恵みの森づくり推進課	105人(H29年度)	695人
18	耕作放棄地解消面積(累計)	農 村 振 興 課	368ha	350ha
19	新規就農者数(累計) (新規就農者、雇的就農者、定年帰農者及び農業参入法人含む)	農 業 経 営 課	1,404人	2,000人
20	ニホンジカの分布調査地点数 (森林の下層植生の衰退度調査地点)	環 境 企 画 課	749地点	1,400地点
21	狩猟免許保持者数	環 境 企 画 課	5,131人	5,000人
22	魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合	環 境 管 理 課	100%	100%
23	清流調査隊の重点活動流域における活動実施流域数	環 境 企 画 課	16流域	19流域
24	自然と共生した川づくりの実施箇所数(累計)	河 川 課	20箇所	20箇所(H30年度末)
25	大気測定局の設置数(累計)	環 境 管 理 課	23箇所	25箇所
26	大気環境基準達成率(一般環境大気測定局) ・NO ₂ (二酸化窒素) ・SO ₂ (二酸化硫黄) ・SPM(浮遊粒状物質)	環 境 管 理 課	100% 100% 95.2%	100% 100% 100%
27	騒音の環境基準達成率 ・一般地域 ・自動車騒音	環 境 管 理 課	95.7% 93.7%(H29年度)	100% 100%

図1-2-1 岐阜県環境基本計画（第5次）の施策体系



第3節 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進

平成24年度から28年度までの「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した取組みと成果を踏まえ、「豊かな森づくり」「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるといふ従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組みを進めていく。

①100年先の森林づくりの推進

- ・環境保全林、里山林、生活保全林、観光景観林の整備
- ・森林地域外危険木の除去 等

②自然生態系の保全と再生

- ・ニホンジカ、イノシシ、カワウ捕獲等の支援
- ・水みちづくり（ため池・水田・用排水路・河川等での生態系保全）の取組み 等

③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

- ・木質バイオマス利用施設導入の支援
- ・小水力発電による環境保全推進

④人づくり・仕組みづくり

- ・ぎふ木育拠点の整備
- ・学校の机、椅子等の木製品や木製学習教材導入の支援 等

⑤地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進

- ・NPO団体等が実施する森づくり・川づくり活動の支援
- ・市町村が実施する清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に沿った事業の支援